

京都市上下水道局告示第20号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成23年6月6日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 西村 京三

1 届出業者名等

京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本28番地1

金子建設工業株式会社

代表取締役 金子 成龍

2 変更事項（営業所の変更）

京都府南丹市日吉町上胡麻広野55番地から京都府南丹市日吉町上胡麻辻ノ本28番地1に変更

（上下水道局下水道部管課）